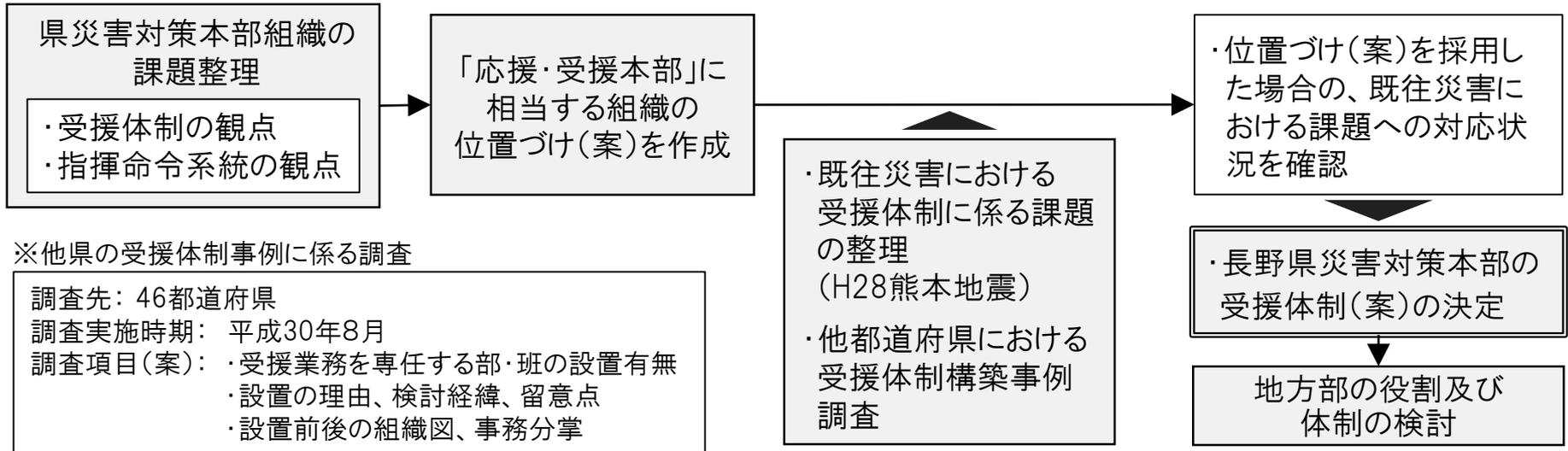


# 県災害対策本部の受援体制の検討の流れ(案)

- 県災害対策本部組織の現状と課題を受援体制、指揮命令系統の観点から整理
- 県災害対策本部室における「応援・受援本部」に相当する組織の位置づけ(案)を作成
- 既往災害における受援体制の課題や、他県における受援体制の構築事例から留意点を整理
- 位置づけ(案)を採用した場合の、既往災害における課題への対応状況を確認
- 地方部の災害時の役割及び体制について検討

⇒長野県災害対策本部の受援体制(案)を決定

## ■検討フロー(案)



### ※他県の受援体制事例に係る調査

調査先：46都道府県  
 調査実施時期：平成30年8月  
 調査項目(案)：  
 ・受援業務を専任する部・班の設置有無  
 ・設置の理由、検討経緯、留意点  
 ・設置前後の組織図、事務分掌

## ■工程表

★ 専門部会  
 ➡ 事務局による検討  
 ◆ 検討委員会

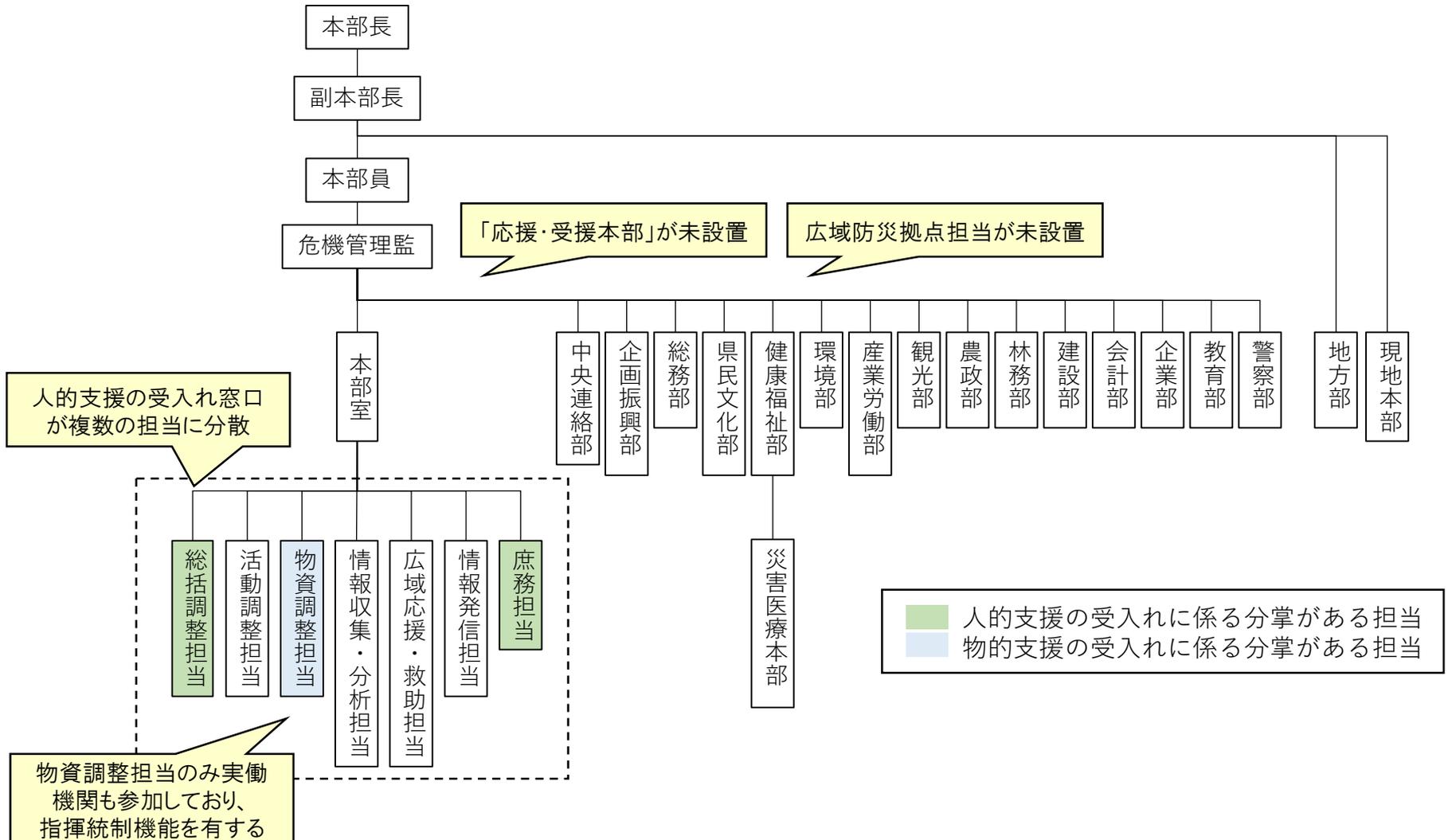
平成30年度

|    | 5月                               | 6月                                   | 7月      | 8月             | 9月              | 10月 | 11月            | 12月 | 1月             | 2月 | 3月     |
|----|----------------------------------|--------------------------------------|---------|----------------|-----------------|-----|----------------|-----|----------------|----|--------|
| 工程 | ★ 事前説明                           |                                      | ★ 専門部会① |                |                 |     | ★ 専門部会②        |     | ★ 専門部会③        |    | ★ 文書開催 |
|    | 現状と課題の整理<br>「応援・受援本部」<br>位置づけ(案) | 事例に基づく課題・留意点の整理<br>長野県災害対策本部の受援体制(案) |         |                | 地方部の役割・<br>体制検討 |     |                |     |                |    |        |
|    |                                  | ◆ 第1回<br>検討委員会                       |         | ◆ 第2回<br>検討委員会 |                 |     | ◆ 第3回<br>検討委員会 |     | ◆ 第4回<br>検討委員会 |    |        |

# 長野県災害対策本部組織における現状と課題

- 現行の災害対策本部には、内閣府ガイドラインによる「応援・受援本部」に相当する組織が設置されていない。
- 現行の災害対策本部室の複数の担当に、「応援・受援本部」の分掌が分散している。
- 物資調整担当のみ、実働機関(県トラック協会、県倉庫協会等)の参画を得ており、現場までの指揮統制機能を有している。

## ■現行の長野県災害対策本部組織と課題



# 平成28年熊本地震における受援上の課題

## ■被災県における課題

- ① 県内に一体何人の応援がどのような業務で入っているかわからなかった。
- ② 被災市町村によっては、どのように応援を頼んでよいかわからず、**応援要請が滞っている**ことに気付くのが遅れた。
- ③ 被災県の災害対策本部において、被災市町村業務の滞りに対し、**機動的に人的・物的支援を配置**することができなかった。
- ④ 国や関係機関からの**応援・受援に関する状況調査**について、迅速に対応できなかった。

## ■応援県、応援市町村、関係機関における課題

- ⑤ 被災市町村に、**連絡がつかなかった**。
- ⑥ **被災市町村が業務に追われており、応援の申し入れに対応できない**ため、応援に入れなかった。
- ⑦ **カウンターパート方式**の支援の枠組み(ブロック知事会単位、都道府県独自など)と役割分担が明確でなかった。

## ■応援調整に係る課題

- ⑧ 県庁内に**応援県や関係機関のリエゾン**(派遣された連絡調整者)が駐在していたが、関係各班・課との会議の機会がなく、応援受援に関する**連携・調整ができなかった**。そのため、被災市町村の負担軽減につながらなかった。
- ⑨ 被災市町村に受援ノウハウがなく、必要人数が精査されないまま職員が派遣されたため、**派遣人数・期間にミス**マッチが生じた。

## ■庁内調整に係る課題

- ⑩ **被災市町村への県職員の派遣**について、人事課や市町村課任せになってしまい、**外部からの応援との調整がうまくできなかった**。
- ⑪ 県における各班/課において、どのくらい**県の業務**に対し、**応援を受け入れている**か把握できず、**全体調整が効率的に**いかなかった。

## ■防災拠点に係る課題

- ⑫ 物資集積拠点である熊本産業展示場(グランメッセ熊本)が被災し、**代替拠点の確保に苦慮**した。
- ⑬ 利用を想定した**公共施設の管理や運営を想定していなかった**ため、物資輸送拠点や避難所としての利用に際して、**安全確保等の課題**が生じた。

出典)①～⑪: 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月、内閣府(防災担当))に加筆

⑫～⑬: 熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書(平成30年3月27日)に加筆

# 本県における災害時の「応援・受援本部」の主な機能

- 本県における被災時の「応援・受援本部」の主な機能は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月、内閣府)に記載の1～5の機能に、「6. 広域防災拠点に関する状況把握・とりまとめ及び開設・利用機関調整」を加えた6機能とする。
- このうち、「4. 応援職員の調整」については、「災害対策本部室の各担当」及び「担当各部」が担うものとする。
- また、「広域防災拠点の利用に係る現地調整」については、「広域防災拠点が立地する地方部」が担うものとする。

| 「応援・受援本部」の主な機能   | 受援担当  | 熊本地震における課題への対応 |
|--|---|----------------|
| <b>1. 受援に関する状況把握・とりまとめ</b><br>・被災市町村の人的・物的資源に関する受援ニーズを把握し、とりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）<br>・被災市町村の人的・物的資源に関する受援状況を把握し、とりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか） | 人的支援：<br><b>応援・受援本部</b> 人的応援・受援担当<br><br>物的支援：<br><b>応援・受援本部</b> 物資調整担当 | ①④             |
| <b>2. 応援に関する状況把握・とりまとめ</b><br>・地方公共団体や関係機関からの応援申し出(応援可能性)を把握し、とりまとめる<br>・地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる   |   | ④⑦⑧            |
| <b>3. 応援・受援調整及び調整会議の実施</b><br>・地方公共団体や関係機関と調整する<br>・被災市町村と調整する調整会議を開催・運営する(庁内各班/課、応援側リエゾン)<br>・地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる                                     |   | ②③⑤⑥           |
| <b>4. 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ</b><br>・被災市町村の業務支援のための庁内職員の応援に関して調整する<br>・県内の被災していない市町村と応援職員に関して調整する<br>・被災市町村向け庁内応援の把握・とりまとめ(被災県への応援も含む)                   | 人的支援：<br>災害対策本部室の各担当<br>担当各部  | ⑩⑪             |
| <b>5. 資源の調達・管理</b><br>・人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する<br>・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる<br>・今後、必要となる人的・物的資源を要請する<br>・応援受援管理帳票を作成し、資源管理を行う      | 人的支援：<br><b>応援・受援本部</b> 人的応援・受援担当<br><br>物的支援：<br><b>応援・受援本部</b> 物資調整担当 | ③⑨             |
| <b>6. 広域防災拠点の状況把握・とりまとめ及び開設・利用機関調整</b><br>・被害の発生状況や、広域応援部隊、支援物資に関するニーズと現状の受入れ状況から、使用する広域防災拠点の決定及び利用機関の割り当て等の調整を実施する  | <b>応援・受援本部</b> 広域防災拠点担当   | ⑫⑬             |
| <b>(地方部の機能) 広域防災拠点の利用に係る現地調整</b><br>・広域防災拠点の利用状況や、利用上の課題・要望等の現場情報を収集し災害対策本部へ報告するとともに、災害対策本部における決定事項を現場へ伝達する職員(リエゾン)の派遣を行う  | 広域防災拠点が立地する地方部  | ⑬              |

# 「応援・受援本部」における業務内容

- 本県における「応援・受援本部」の主な業務内容を、内閣府ガイドライン及び岩手県広域防災拠点運用マニュアルを参考に整理する。

| 「応援・受援本部」の主な機能                      | ○業務の内容（・留意点）   |
|-------------------------------------|--|
| 1. 受援に関する状況把握・とりまとめ                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災市町村に設置される受援班（受援担当）と協働し、受援状況に関する情報をとりまとめる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的・物的資源の受援に係るとりまとめは、被災地応援の重要な要素となるが、被災市町村は対応に追われ、なかなか情報のとりまとめに着手できないことがある。</li> <li>・ 被災市町村が対応に苦慮している場合、県が率先して応援するように配慮する。</li> </ul> </li> </ul>  |
| 2. 応援に関する状況把握・とりまとめ                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応援の主体となる県、市町村、関係機関からの応援状況に関する情報をとりまとめる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災市町村には、県を通じて入る応援に加え、直接応援に入る主体も出てくるが、少なくとも県を通じて入る応援を把握し、とりまとめる。</li> </ul> </li> <li>○ 県の各班（各課）における受援の状況をとりまとめる。</li> </ul>                            |
| 3. 応援・受援調整及び調整会議の実施                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受援側、応援側の事情を調整する機能を重要視し、上記1、2で明らかになった応援・受援の状況を分析し、災害対応業務の具体的な目標を達成するために実行可能な「最も有効な資源の分配案」を示し、組織の受援・応援の方向性を調整する会議を開催する。</li> </ul>  |
| 4. 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が被災市町村の業務支援を行うために応援職員を出すにあたり、庁内の各班（各課）へ照会するとともに、応援可否をとりまとめる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内から応援を出す際には、人事課や市町村課が中心になって進めるほか、各班（各課）が担当することも多いため、情報を一元化する。</li> </ul> </li> <li>○ 県内の被災していない市町村から職員を派遣するための調整を行う。</li> </ul> |
| 5. 資源の調達・管理                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記1～4を踏まえて全体状況を把握した上で、将来に起こる被害や対応の必要性を想定し、今後必要となる人的・物的資源の規模を見積もる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な応援・受援の実現に向け、先を見通し対応できる体制とするよう留意する。</li> </ul> </li> </ul>  |
| 6. 広域防災拠点の状況把握・とりまとめ及び開設の決定・利用機関割当て | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内の被害状況を把握し、広域防災拠点の開設判断、広域応援部隊等の利用割当てを行い、地方部に広域防災拠点の開設・閉鎖、利用等について指示する。</li> <li>○ 地方部から派遣されるリエゾンを通じ、広域防災拠点の被害状況、利用状況等を把握し、とりまとめる。</li> </ul>  |
| (地方部の機能)広域防災拠点の利用に係る現地調整            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域防災拠点の立地する地方部からリエゾンを派遣し、応援・受援本部の指示に基づき、施設管理者と連携して、広域防災拠点の開設・閉鎖及び施設内で活動する広域応援部隊との連絡調整を行う。</li> </ul>  |

出典)1～5: 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月、内閣府(防災担当))に加筆  
6、(地方部の機能): 岩手県広域防災拠点運用マニュアル(平成27年3月、岩手県総務部総合防災室)に加筆